首席審判長　小菅　一弘

― 平成23年度第3四半期の判決について ―

第１　はじめに

平成23年度第3四半期に言い渡しされた判決についてその概要を紹介する。

当期における判決総数は，特実が60件（査定系37件，当事者系23件），意匠が4件（査定系3件，当事者系1件）であった。審決取消件数（取消率）は，特実19件（31.7％），意匠1件（25.0％）であった。

審決取消率の内訳を見てみると，特実で，査定系の取消率（32.4％），当事者系無効Ｚ審決の取消率（25.0％），当事者系無効Ｙ審決の取消率（33.3％）はすべて前年度の取消率（23.3％，22.5％，19.7％）を上回っている。中でも，当事者系無効Ｙ審決の取消率が大きく上回っている。

取消事由をみると，新規性の判断誤りが3件，進歩性の判断誤りが14件，新規事項追加の判断誤りが1件，手続き違背が1件であった。進歩性の判断誤りが多いが，その内訳として，認定の誤りによるものが6件，顕著な効果の看過によるものが1件で，通常，大半を占める相違点の判断誤りが7件と，半分であるのが特徴的である。

意匠の取消判決は当事者系事件についてであり，理由は類否の判断誤りであった。

今回は，特実の敗訴案件19件の中から7件を選び，意匠の取消判決とともに紹介する。なお，ここで紹介する内容，特に所感の項については，私見が含まれていることをご承知おき願いたい。

第２　審決取消事例

１　特実系審決取消事件

紹介する当期の審決取消を要因別に分けると以下のとおりである。

(1) 新規性・進歩性
　ア 新規性の判断誤り（事例①）
　イ 認定の誤り（事例②③）
　ウ 相違点の判断誤り（事例④）
　エ 顕著な作用効果看過の誤り（事例⑤）
(2) 新規事項追加の判断誤り（事例⑥）
(3) 手続き違背（事例⑦）

(1) 新規性・進歩性

ア 新規性の判断誤り（事例①）

①平成23年（行ケ）第10047号（発明の名称：低鉄損一方向性電磁鋼板）（2部）

無効2010-800045，特願2004-63432，特許4344264

［応力除去焼なまし前のレーザ照射位置から0.25mmの位置における半価幅の値は，それ以上離れた位置における半価幅の値と比べて有意の差はないとして本件発明と引用発明は同一とされた事例］

本件発明の概要：

本発明は，主にトランスなどの電気機器などの用途で実用化されている一方向性電磁鋼板（特定方向の磁束を通過させやすい鋼板）に関し，エネルギー環境の観点からエネルギーロスを低減するために磁気特性を改善させた低鉄損の電磁鋼板に関する。

本件発明：

「**【請求項1】**鋼板表面に形成された引張残留応力と塑性歪からなる歪領域のうち，圧延方向の前記引張残留応力の最大値が70～150MPaであり，かつ，前記塑性歪の圧延方向の範囲が0.5mm以下であることを特徴とする低鉄損一方向性電磁鋼板。」

引用発明（甲1）：

鋼板表面において，レーザースポット直径が0.18mmであるレーザーを圧延方向に対し垂直方向に0.3mm間隔にて照射し，レーザー照射した列の間隔は5mmである，方向性電磁鋼板であって，少なくともレーザー照射位置から圧延方向0.25mmの範囲において，レーザー照射後応力除去焼なまし前，引張残留応力が生じており，その範囲における圧延方向の引張残留応力の最大値は，単結晶Ｘ線応力測定法により測定された，レーザ照射位置における120MPaであり，また，レーザー照射後応力除去焼なまし前，少なく

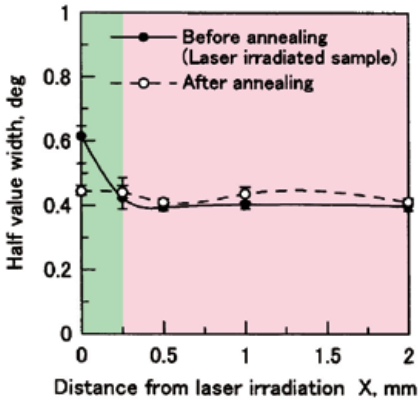

Fig. 10. Half value width distribution near the laser irradiation.

ともレーザー照射位置から圧延方向0.25mmの位置までにおいて，211回折の回折線の半価幅が前記圧延方向0.25mmを超えた位置における211回折の回折線の半価幅に対して大きくなっている，低鉄損方向性電磁鋼板。

判示事項：

甲1のFig.10のとおり，不均一歪のレベルを示すパラメータである半価幅の値は，レーザ照射位置から0，0.25，0.5，1，2mmの各位置において，応力除去焼なまし前は，それぞれ約0.61，約0.42，約0.40，約0.40，約0.40であるのに対し，応力除去焼なまし後は，約0.41～0.43であるところ，甲1において，応力除去焼なまし後の半価幅の値がほぼ一定であると記載され，半価幅の値として0.43と0.41との差（0.02程度の差）は，誤差の範囲内であり，有意の差ではない。そうであれば，応力除去焼なまし前のレーザ照射位置から0.25mmの位置における半価幅の値0.42も，それ以上離れた0.5, 1, 2mmの位置における半価幅の値0.40と比べてわずか0.02の差しかないから，有意の差はない。さらに，半価幅の値0.42は，不均一歪が解消された状態である応力除去焼なまし後の半価幅の値である0.41～0.43の範囲に含まれ，これらと数値の差がないのであるから，応力除去焼なまし前のレーザ照射位置から0.25mmの位置においては，不均一歪，ひいては塑性歪は生じていないと認めるのが相当であり，甲1発明における塑性歪の範囲は圧延方向0.5mmの範囲内であることになる。

所感：

ア 審決　審決は,「本件発明と甲1発明とは, レーザの種類, パルス当たりのエネルギー，鋼板幅方向及び圧延方向の照射間隔，鋼板の圧延方向に対する照射方向については一応一致するものの，前記圧延方向における引張残留応力の最大値や塑性歪の圧延方向の範囲に影響を及ぼすと認める，その他のレーザ走査条件，すなわち，レーザスポット形状，レーザ波長，レーザパルス繰り返し周波数，パルス時間幅については，甲第1号証には，具体的な記載はなく，したがって，甲1発明は，これらの条件については不明であるといえる。

そうすると，前記塑性歪の圧延方向の範囲に影響を及ぼすレーザ走査条件が不明である甲1発明が，本件発明1の所定の塑性歪の圧延方向の範囲を満たしているとまではいえない　本件発明は，甲第1号証に記載された発明ではない。」とし，特許法第29条第1項第3号に該当しないと判断した。

イ 判決　これに対し判決は,「審決は，甲1発明とは塑性歪の測定法が異なるとして，塑性歪の範囲を対比することができないと判断している。しかしながら，本件特許の請求項1は，塑性歪の範囲の測定方法について何ら特定しておらず，本件明細書においても,「……例えばマイクロビッカース硬度計を用いて鋼板表面の硬さを測定し，加工硬化による硬度上昇量が5％以上の範囲を塑性歪の範囲と定義し，……」と記載されており，塑性歪の範囲の測定方法は例示であると解するのが自然である。

審決は，甲1に具体的な鉄損値の記載がないことを指摘するが，物の発明としての同一性の判断に影響を及ぼすものとはいえない。」と判示した。

ウ 所感　レーザ照射による半価幅の大きさが塑性歪の大きさに関係しており，甲1号証の10図における横軸はレーザ照射位置からの距離を表すから，本件発明における0.5mmの範囲は，同図における0.25mmに相当する。

本件発明は，塑性歪と弾性歪（引張残留応力）を適切な関係とすることにより鉄損を低減させることを背景としているが，甲1号証にはこのような思想が示されていないこともあってか，審決は，本件発明における具体的な実施の形態としてのレーザ走査条件にまで配慮し，厳密に引用発明と対比して，同一とはいえないと判断した。

これに対し判決は，本件発明の請求項には測定条件などは特定されていないとし，また0.25mm以上に見られる甲1号証の10図における半価幅のブレも，その説明を元に有意な差とはいえず，塑性歪の範囲は，本件発明と同じ圧延方向の0.5mm内であるとして，本件発明と引用発明は同一であるとしたものである。

イ 認定の誤り（事例②③）

②平成22年（行ケ）第10407号（発明の名称：ウインドパークの運転方法）（3部）

不服2008-15132，特願2003-533410，特表2005-505223

［引用例1に，「送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を0から100％の範囲内の所望値に設定する」ことが開示されているとはいえないとされた事例］

本願発明の概要：

本願発明は，数個の風力発電装置からなるウインドパークの運転方法に関する。全体のウインドパークから利用できる電力量に基づき，風力の変動に対応して，0から100％の電力を供給できるようにする。

本願発明：

「**【請求項1】**複数の風力発電装置を備えたウインドパークであって, 前記ウインドパークに結合されている電力網に, 発生した電力を供給するウィンドパークの運転方法は,

前記ウインドパークにより供給される電力を外部から調節可能として，ウインドパークの予め決定された公称出力電力の0から100％の範囲内での，前記ウインドパークの

制御入力部での前記ウインドパークの外部設定の電力出力により，前記ウインドパーク全体がその電力出力部で前記電力網に供給する電力の0から100％の前記範囲内に設定値を設定するステップと，

前記電力網の周波数が基準値より高いかまたは低いとき，および，前記電力網の電圧が基準値より高いかまたは低いときの少なくとも一方であるとき，前記ウインドパークの供給電力を低減し，

前記電力網に供給される電流と前記電力網の電圧の間の位相位置の位相角ϕを，前記電力網の電圧に依存して変更するステップとからなる運転方法。」

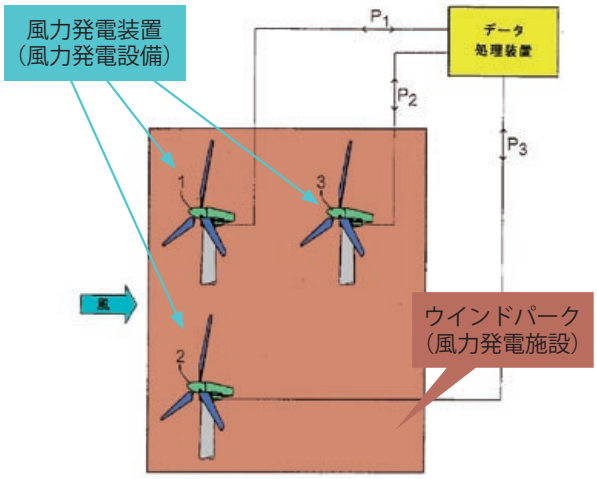

審決が認定した引用発明（引用例1）：

「複数の風力発電設備を備えた風力発電施設であって，前記風力発電施設に接続されている送電網に，発生した電力を供給する風力発電施設の運転方法は，

前記風力発電施設により供給される電力をそれぞれの風力発電設備のデータ入力に接続されたデータ処理装置で制御可能として，全ての風力発電設備の出力電力を前記データ処理装置で定格出力電力の0から100％の範囲内に調節できると共に，送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を0から100％の前記範囲内の所望値に設定するステップからなる運転方法。」

判示事項：

引用例1には，「複数の風力発電設備を備えた風力発電施設であって，上記風力発電施設に接続されている送電網に，発生した電力を供給する風力発電施設の運転方法は，上記風力発電施設により供給される電力をそれぞれの風力発電設備のデータ入力に接続されたデータ処理装置で制御可能として，全ての風力発電設備の出力電力を上記データ処理装置で定格出力電力の0から100％の範囲内で調節することができると共に，風力発電施設が送電網の最大許容送電量よりも高い全出力電力を出せるようにしたうえで，送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力が送電網の最大許容送電量となるように調整するステップからなる運転方法。」との技術が開示されているといえるが，「送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を（その定格出力電力の）0から100％の範囲内の所望値に設定する」との技術は，開示されていない。

所感：

ア 審決　審決は，「後者（引用発明）の「風力発電施設全体の出力電力を0から100％の範囲内の所望値に設定する」態様は前者（本願発明）の「ウインドパーク全体がその電力出力部で電力網に供給する電力の0から100％の範囲内に設定値を設定する」態様に相当するといえるから，結局，……「ウインドパークの予め決定された公称出力電力の0から100％の範囲内での，前記ウインドパークの制御入力部での前記ウインドパークの電力調整部設定の電力出力により，前記ウインドパーク全体がその電力出力部で電力網に供給する電力の0から100％の前記範囲内に設定値を設定する」との概念で共通している。」と認定した。

イ 判決　これに対し判決は，「引用例1で開示された発明において，個々の風力発電設備をその定格出力電力の0から100％の範囲内で調整する目的は，送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を送電網の最大許容送電量とするためであって，風力発電施設全体の出力電力を送電網の最大許容送電量よりも小さくするためではない。また，引用例1で開示された発明では，個々の風力発電設備の定格出力電力を合計した風力発電施設の最大出力電力は，送電網の最大許容送電量よりも大きいことから，風力発電施設全体の出力電力を定格出力電力の100％と設定すると，送電網の最大許容送電量を超過することになり，このように送電網の最大許容送電量を超えた出力電力となるように設定することも想定されていない。したがって，引用例1に，「送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を（その定格出力電力の）0から100％の範囲内の所望値に設定する」ことが実質的に開示されているとはいえない。」とした。

ウ 所感　引用発明における風力発電設備は，本願発明の風力発電装置に相当し，また，引用発明における風力発電施設は，本願発明のウインドパークに相当する。

風力発電施設は，複数の風力発電設備から構成されるが，気象条件などによって風力は常に変動するため，当該施設の最大出力電力量を出し続けることは難しい。このため引用発明では，風力発電施設を構成する複数の風力発電設備の定格出力電力の総和が，風力発電施設の最大出力電力量よりも大きくなるように構成されている。引用発明の風力

発電設備は，定格出力電力の0から100％の範囲内で出力が調節できるが，これは風力発電施設が，最大出力電力量を出すために調節されるものである。

これに対して本願発明は，ウインドパーク（風力発電施設）の出力電力の0から100％の範囲内で電力を調節するものであるから，このような構成が引用例に記載されているとした審決の認定は誤りであると，判決において指摘された。一見するとよく似た構成であるが，本質的な意味を吟味すると異なることがあるので，注意する必要があることが示された事例である。

③平成23年（行ケ）第10100号（発明の名称：高張力合金化溶融亜鉛めっき鋼板およびその製造方法）（3部）

不服2009-13386，特願2004-285797，特開2006-97102

［複数の鋼のうち，別個の鋼における元素の含有量を適宜選択して，引用発明の内容を認定した審決の手法は，技術的観点に照らして適切とはいえないとされた事例］

本願発明の概要：

本願発明は，高張力合金化溶融亜鉛めっき鋼板に関する。主として，家電，建材，自動車等の分野で用いられる，優れた耐パウダリング性と耐フレーキング性を有する合金化溶融亜鉛めっき鋼板を提供するものである。

本願発明：

「**【請求項1】**鋼板表面に合金化溶融亜鉛めっき層を備える合金化溶融亜鉛めっき鋼板であって，前記鋼板が質量％で，C：0.05～0.25％，Si：0.02～0.20％，Mn：0.5～3.0％，S：0.01％以下，P：0.035％以下およびsol.Al：0.01～0.5％を含有し，残部がFeおよび不純物からなる化学組成を有し，かつ前記合金化溶融亜鉛めっき層が質量％で，Fe：11～15％およびAl：0.20～0.45％を含有し，残部がZnおよび不純物からなる化学組成を有するとともに，前記鋼板と前記合金化溶融亜鉛めっき層との界面密着強度が20MPa以上であることを特徴とする高張力合金化溶融亜鉛めっき鋼板。」

審決が認定した引用発明（引用例1）：

「鋼板表面に合金化溶融亜鉛めっき層を備える合金化溶融亜鉛めっき鋼板であって，前記鋼板が質量％で，C：0.03～0.18％，Si：0～1.0％，Mn：1.0～3.1％，P：0.005～0.01％及びAl：0.03～0.04％を含有し，残部がFeおよび不純物からなる化学組成を有し，かつ前記合金化溶融亜鉛めっき層が，質量％でFe：8～15％，Al：0.1～0.5％，及び100mg／㎡以下に制限されたMnを含有し，残部がZnおよび不純物からなる化学組成を有する高張力合金化溶融亜鉛めっき鋼板。」

判示事項：

合金においては，それぞれの合金ごとに，その組成成分の一つでも含有量等が異なれば，全体の特性が異なることが通常であって，所定の含有量を有する合金元素の組合せの全体が一体のものとして技術的に評価されると解すべきである。本件全証拠によっても，「個々の合金を構成する元素が他の元素の影響を受けることなく，常に固有の作用を有する」，すなわち，「個々の元素における含有量等が，独立して，特定の技術的意義を有する」と認めることはできない。したがって，引用例に，複数の鋼（鋼1ないし鋼5）が実施例として示されている場合に，それぞれの成分ごとに，複数の鋼のうち，別個の鋼における元素の含有量を適宜選択して，その最大含有量と最小含有量の範囲の元素を含有する鋼も，同様の作用効果を有するものとして開示がされているかのような前提に立って，引用発明の内容を認定した審決の手法は，技術的観点に照らして適切とはいえない。

所感：

ア 審決　審決は，「引用例1の請求項1によれば，Mn：1.0質量％以上を含有する高張力鋼板の少なくとも片方の面に，合金化溶融亜鉛めっき層を有する高張力合金化溶融亜鉛めっき鋼板であって，前記合金化溶融亜鉛めっき層が，Fe：8～15質量％，Al：0.1～0.5質量％を含み，かつ100mg／㎡以下に制限されたMnを含有する高張力合金化

鋼	C	Si	Mn	P	Al	Ti	Nb	B	Mo
1	0.07	－	2.0	0.01	0.035	－	－	－	－
2	0.10	0.1	1.9	0.005	0.04	0.04	0.07	－	0.2
3	0.03	－	1.7	0.01	0.03	－	0.04	－	0.1
4	0.15	1.0	2.2	0.008	0.04	－	－	－	－
5	0.18	1.0	3.1	0.01	0.03	0.12	－	－	－
6	0.002	0.5	1.6	0.09	0.03	0.03	0.02	0.0030	－

	鋼	引張強さ (MPa)	付着量 (g/m²)	めっき層組成（質量比）				溶融めっき性	耐パウダリング性
				Fe (%)	Al (%)	Pb (%)	Mn (mg/m²)		
発明例1	1	600	40	8.5	0.18	0.002	20	1	1
発明例2	2	650	45	10.0	0.25	0.003	30	1	1
発明例3	3	450	50	11.5	0.35	0.004	40	1	1
発明例4	4	790	45	12.0	0.20	0.005	60	1	2
発明例5	5	990	50	11.0	0.30	0.009	70	1	2
発明例6	6	450	45	10.5	0.20	0.002	40	1	1
比較例1	1	600	45	9.5	0.18	0.002	120	3	4
比較例2	1	600	45	15.5	0.35	0.3	120	3	5
比較例3	1	600	75	10.0	0.25	0.002	120	3	5
比較例4	4	790	45	10.0	0.20	0.005	150	5	5

溶融亜鉛めっき鋼板が記載され，……実施例では，表1に示す組成の鋼を用いたこと，……表1に記載される番号1～5の鋼は，Mnの含有量の上限が3.1質量％であって，他に，C：0.03～0.18質量％，Si：0～1.0質量％，P：0.005～0.01質量％，Al：0.03～0.04質量％を含有すること，番号1，4の鋼は，Mn，C，Si，P，Al以外には，合金元素を含有しないことが記載されている。すると，Mnの含有量の範囲は，1.0～3.1質量％であることが理解できるし，高張力鋼板として，Mn，C，Si，P，Alを含有し，残部がFe及び不純物からなるものを用い得ることも理解できる。そこで，引用例1の……記載を総合すれば，引用例1には，引用発明が認定できる」とした。

イ 判決　これに対し判決は，「引用例1の上記説明は，各元素ごとに，5つの独立した任意の鋼の中から含有量の最大値と最小値の範囲の含有量により組成される，あたかも1種の鋼において，特定の性質……を有することを開示したことを意味するものでもなく，具体的な鋼の組成及び性質を特定したものと理解することもできない。したがって，審決のした引用発明の認定は，誤りというべきである。」と判示した。

ウ 所感　本願発明では，鋼板に含まれる様々な元素が含有量とともに特定されている。これに対し引用例1には，実施例として6種の鋼が挙げられ，それぞれの鋼が含有する元素とその量が記載されている。

審決は，この実施例に示された複数の鋼を合わせて一つの発明とし，各種の元素を所定量含んだ鋼板を引用発明として認定したが，合金では組成元素の一つでも異なると，性質が異なってしまうことがあることから，そのような認定手法は誤りであると指摘された。

引用例の任意の箇所から必要な事項を抜き出して，引用発明を認定すること自体は可能であるが，それはあくまで，一つのまとまりのある技術事項として認識できる場合である。本件のように，個々の実施例を統合して考えることができないケースもあるので，注意が必要である。

ウ 相違点判断の誤り（事例④）

④平成23年（行ケ）第10149号（発明の名称：非接触ID識別装置用の巻線型コイルとICチップとの接続構造及びこれを構成する接続方法）（4部）

無効2008-800196，特願2006-105177，特許4097281平成22年（行ケ）第10056号

［数値範囲外のものと比較して，格別の効果を奏するとの記載がないことからすると，金膜の厚さを10μmないし15μmとした点に，格別の技術的意義があるとは認められないとされた事例］

本件発明の概要：

本件発明は，物品や人物に関する個体の自動認識の手段として用いられる，非接触ID識別装置用の巻線型コイルとICチップの接続端子とを接続する接続構造，接続方法に関するものであり，金と銅による全率固溶体を介して接続することにより，機械強度が高く，電気抵抗の低い接続とするものである。

本件（訂正）発明：

【請求項1】「線径60～70μmの銅（Cu）製の巻線型コイル1とICチップ2の最外層3aが厚さ10～15μmの金（Au）膜で構成された接続端子3とを，該巻線形コイルの絶縁膜1aを溶融させうる温度以上で金と銅との塑性流動を生じさせうる温度範囲で加熱させつつ，平面視で，前記線径60～70μmの巻線型コイルに生じる圧痕が該接続端子3の最外層の金属上面外にはみ出ることのない範囲に形成され，塑性変形後の巻線形コイル1の該当部位の厚さtと変形前の線径Dとの比率t／Dが，0.1を越え，かつ0.8以下となるように設定した加圧力で加圧することによって，該巻線型コイルと該接続端子の最外層の金膜との界面全体の1／2以上のエリアに形成したAu／Cu全率固溶体を介して，接合した非接触ID識別装置用の巻線型コイルとICチップとの接続構造。」

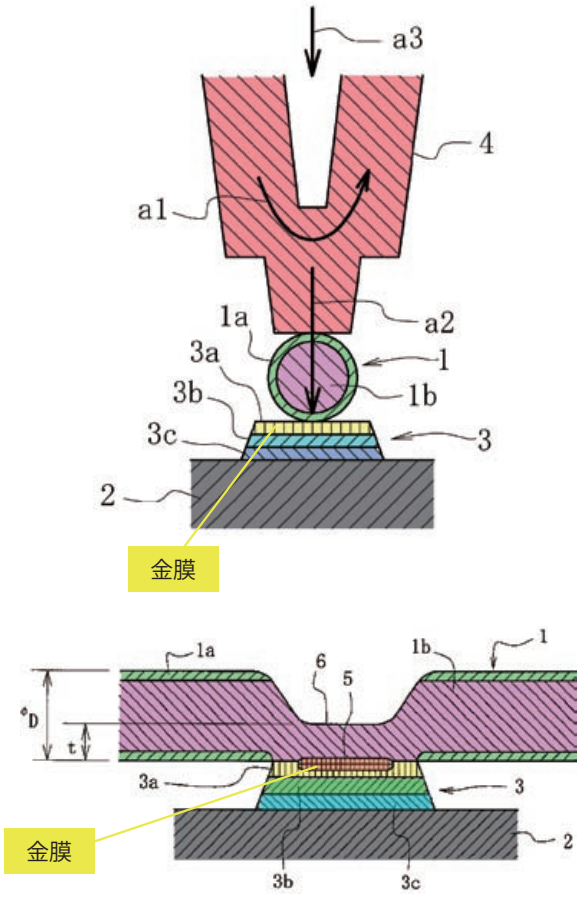

（本件発明）

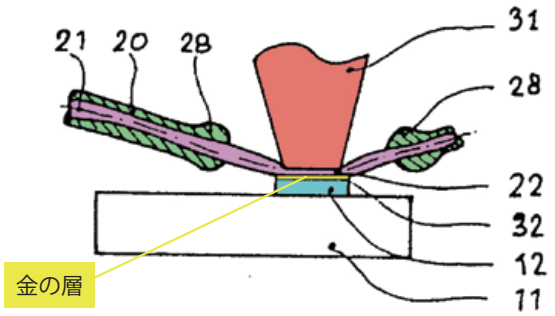

（引用発明）

引用発明（甲3号証）：

「銅製のアンテナコイルリード21と集積回路11の接続表面を形成する薄い金の層32とを，アンテナコイルリードの絶縁層20を消失させる温度以上の半田ごて31をアンテナコイルリードの銅線が若干変形される程度の力をもって押し当て，アンテナコイルリードと集積回路の接続表面とを熱圧着溶接によって接続した非接触ID識別装置用のアンテナコイルと集積回路との接続構造。」

判示事項：

本件特許出願当時，ICチップの接続端子の金膜の厚さについて……その厚さを15μm程度とすることは，本件特許出願当時の技術常識であったと言える。また，本件訂正明細書には，……金膜の厚さを10μm又は15μmとした場合の実施例が記載されているだけで，金膜の厚さを10μmないし15μmとすることにより，その数値範囲外のものと比較して，金膜と巻線型コイルの銅との塑性流動や全率固溶体の生成において，格別の効果を奏するとの記載がないことからすると，本件訂正発明において，ICチップの接続端子の最外層の金膜の厚さを10μmないし15μmとした点に，銅製の巻線型コイルとの接合において，格別の技術的意義があるとは認められない。

所感：

ア 審決　審決は，「本件発明において金膜の厚さを10～15μmとしたのは，金属は薄いほどその全体がその下地に強く拘束され，例えば，0.1μm以下になると，接続端子上の巻線型コイルの所定部位に加えうる最大の加圧力との関係により殆ど動くことができず，事実上塑性流動は困難になるという知見によるものであり，接続端子の最外層の金膜を10～15μmとすることにより，これに加えることが可能な加圧力により良好に塑性流動し，金膜と導線の銅との相互拡散により全率固溶体の生成が良好になる……この点が当業者の技術常識であったと認めることはできない。」と判断した。

イ 判決　これに対し判決は，「金膜の厚さを10μmないし15μmとする本件訂正発明の構成が進歩性を有するとするためには，本件訂正明細書の記載に基づき，金膜の厚さを10μmないし15μmとすることによる格別の作用効果の有無が検討されるべきであり，10μmを下回る厚さや15μmを上回る厚さの金膜が接続端子等の下地上に配された場合にも塑性流動することを示す証拠がない……（本件明細書には）金膜の厚さを10μmから15μmの間の数値とした場合に，その範囲外の数値とした場合に比して，金膜と巻線型コイルの銅との塑性流動性やAu／Cu全率固溶体の生成において格別の作用効果を奏するとの記載はないから，本件訂正発明の上記構成が進歩性を有するということはできない。」と判示した。

ウ 所感　金と銅は加熱条件などにより，全濃度にわたって互いに溶け合い，全体が均一の固相となる全率固溶体を形成させることができるが，この状態になると強度が高まるとともに電気抵抗が低下するので，ICチップに用いる接続構造としては望ましい。

本件訂正発明はこのための金膜の厚さを10μmないし15μmと特定したものであるが，審決はこの数値範囲に臨界的な意義があると認めて進歩性を肯定した。これに対し判決は，提出された証拠から，金膜の厚さを15μm程度とすることは技術常識と認められること，および本件訂正明細書には，実施例として金膜の厚さを10μmと15μmとした2種類の例しか記載されていないことから，効果の異質性，数値範囲の臨界的意義を認めなかったものである。

エ 顕著な作用効果看過の誤り（事例⑤）

⑤平成23年（行ケ）第10018号（発明の名称：うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用）（3部）

訂正2010-390052，特願平08-523982，特許3546058

［作用・効果が顕著又は特異である点は，当該発明が容易想到ではなかったとの結論を導く重要な判断要素となり得るとされた事例］

本件発明の概要：

本件発明は，心臓のポンプ機能の損傷の結果として起こる，うっ血性心不全（CHF）患者の死亡率を減少させるために，カルベジロールを使用する新規治療方法に関する。

本件発明（訂正後発明1）：

「**【請求項1】**利尿薬，アンギオテンシン変換酵素阻害剤および／またはジゴキシンでのバックグランド療法を受けている哺乳類における虚血性のうっ血性心不全に起因する死亡率をクラス：ⅡからⅣの症状において同様に実質

的に減少させる薬剤であって，低用量カルベジロールのチャレンジ期間を置いて6ヶ月以上投与される薬剤の製造のための，単独でのまたは1もしくは複数の別の治療薬と組み合わせたβ－アドレナリン受容体アンタゴニストとα1－アドレナリン受容体アンタゴニストの両方である下記構造を有するカルベジロールの使用であって，前記治療薬がアンギオテンシン変換酵素阻害剤，利尿薬および強心配糖体から成る群より選ばれる，カルベジロールの使用。」

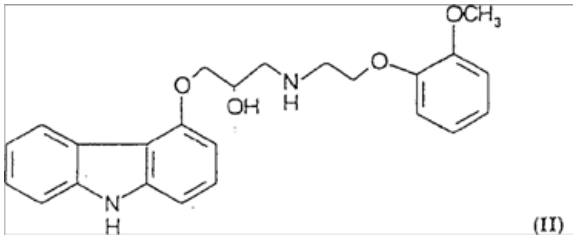

(II)

引用発明（刊行物A発明）：

「利尿薬，アンギオテンシン変換酵素阻害剤および／またはジゴキシンでのバックグラウンド療法を受けている，非虚血性のうっ血性心不全患者であって，クラスⅡ又はⅢの患者を治療する薬剤として，カルベジロールを用量漸増段階の終了後少なくとも3ヵ月間投与すること。」

審決認定の実質的相違点：

［実質的な相違点1］ 訂正後発明1では「低用量のチャレンジ期間を置いて6ヶ月以上投与される薬剤」であるのに対して，刊行物A記載の発明では「用量漸増段階の終了後少なくとも3ヵ月間投与される薬剤」である点。

［実質的な相違点2］ 訂正発明1では「虚血性のうっ血性心不全に起因する死亡率を減少させる薬剤」としているのに対して，刊行物A記載の発明では「非虚血性のうっ血性心不全の治療のための薬剤」としている点。

判示事項：

相違点に係る構成に到達することが容易であったと判断するに当たっては，当該発明と引用発明それぞれにおいて，解決しようとした課題内容，課題解決方法など技術的特徴における共通性等の観点から検討されることが一般であり，共通性等が認められるような場合には，当該発明の容易想到性が肯定される場合が多いといえる。

他方，引用発明と対比して，当該発明の作用・効果が，顕著である（同性質の効果が著しい）場合とか，特異である（異なる性質の効果が認められる）場合には，そのような作用・効果が顕著又は特異である点は，当該発明が容易想到ではなかったとの結論を導く重要な判断要素となり得ると解するのが相当である。

所感：

ア 審決　審決は,「訂正発明1は, 薬剤の使用態様としては, この分野で従来から行われてきた治療のための使用態様と明確な差異はなく，結局のところ訂正発明1は，カルベジロールをうっ血性心不全患者に対して『治療』のために投与することと明確には区別され得ないものである。

してみると，カルベジロールの投与によってうっ血性心不全患者の死亡率が減少したということは，学術的には非常に価値あることといえたとしても，薬剤の使用態様としては，従来の態様と比較して何らかの臨界的意義をもった特徴的な差異を見出すことが困難である以上，発明の新規性・進歩性の判断に際しては，それは単なる発見に過ぎないものと評価せざるを得ないものである。

したがって，たとえ，カルベジロールのうっ血性心不全患者への投与により死亡率が減少したという効果が見出されたことに基づいて訂正発明1がなされたとしても，そのことをもって訂正発明1の新規性・進歩性を肯定することできないものである。」と判断した。

イ 判決　これに対し判決は,「訂正発明1の構成を採用したことによる効果（死亡率を減少させるとの効果）は，訂正発明1の顕著な効果であると解することができる。訂正発明1は，カルベジロールを虚血性心不全患者に投与することにより，死亡率の危険性を67％減少させる効果を得ることができる発明であり，訂正発明1における死亡率の危険性を67％減少させるとの上記効果は,「カルベジロールを『非虚血性心不全患者』に少なくとも3か月間投与し，左心室収縮機能等を改善するという効果を奏する」との刊行物A発明からは，容易に想到することはできないと解すべきである。」と判示した。

ウ 所感　本件発明（訂正発明1）と刊行物A発明は，ともにカルベジロールをうっ血性心不全患者に対して投与するものであるが，刊行物A発明は，非虚血性のうっ血性心不全を対象とし，治療のためとされている。これに対し本件発明は虚血性のうっ血性心不全を対象とし，本件発明によると死亡率が低減するとされている。審決は，治療のための薬剤投与は死亡率の減少につながることから，カルベジロールを虚血性のうっ血性心不全患者に投与することは，刊行物Aの記載から当業者が容易になし得たとしたが，判決で否定された。

課題の共通性などがある場合，引用発明等から本件発明を構成することは容易と判断されるのが普通であるが，大きな効果が存在するときは，その予測性を検討する必要がある。

(2) 新規事項追加の判断誤り（事例⑥）

⑥平成23年（行ケ）第10030号（発明の名称：スロットマシン）（4部）

無効2010-800003，特願2004-216217,特許3962041

［「フラグ」であるとの限定や1ビットであるとの限定もないから，本件訂正に基づき請求項1に「区別データ」を加入することは異質の技術的事項を導入するものであるとされた事例］

本件発明の概要：

本件発明は，スロットマシンに関し，特に入賞表示結果の導出を許容するか否かの決定（いわゆる内部抽選）に関する。

本件（訂正）発明：

「1ゲームに対して所定数の賭数を設定することによりゲームを開始させる……スロットマシンにおいて，

……判定値の数を示す判定値データを，前記許容段階の種類に応じて個別に記憶し，

さらに，前記複数種類の許容段階に共通して判定値データが記憶されているか該許容段階の種類に応じて個別に判定値データが記憶されているかを区別するための区別データを，前記許容段階の種類に応じて区分することなく，入賞表示結果の種類毎に記憶する判定値データ記憶手段とを備え，

……特徴とするスロットマシン。」

（明細書段落【0091】の記載）：

「また，判定値数は，設定値及び賭け数に関わらずに共通となっているものと，設定値および／または賭け数に応じて異なっているものとがある。判定値数が設定値に関わらずに共通である場合には，設定値についての共通フラグが設定され（値が「1」とされ），判定値数が賭け数に関わらずに共通である場合には，賭け数（BET数）についての共通フラグが設定される（値が「1」とされる）。設定値及び賭け数の両方に関わらずに判定値数が共通であれば，両方のフラグが設定されるものとなる。」

(b)小役ゲーム

役	共通		BET	設定値					
	設定	BET		1	2	3	4	5	6
JACIN	1	1	1～3	ADD + 2					
スイカ	1	0	1	ADD + 4					
			2	ADD + 6					
			3	ADD + 8					
ベル	1	0	1	ADD + 10					
			2	ADD + 12					
			3	ADD + 14					
チェリー	1	1	1～3	ADD + 16					

判示事項：

本件明細書に「共通フラグ」の記載はあるが，「区別データ」の記載はない。判定値データのデータ量を抑えると共に量産機種までの開発が容易なスロットマシンを提供することが発明の解決課題とされている旨記載されていることに照らすならば，「共通フラグ」は判定値データの記憶手段の記憶容量を低減を図る目的で採用されたことが理解できる。当業者は，本件明細書の全ての記載を総合することにより，「共通フラグ」について，設定値についての1ビットのデータであるとの技術的事項を導くことが認められる。他方，本件訂正に基づく「区別データ」は「フラグ」であるとの限定や1ビットであるとの限定もないから，1ビットを超えるデータを含むと理解される。また，1ビットを超えてビット数を増大させることができるならば，判定値データの分類を限りなく細かく設定することができるので，解決課題に沿わないような記憶態様を作出することが可能となる。すなわち，本件訂正に基づき請求項1に「区別データ」を加入することは，異質の技術的事項を導入するものである。

所感：

ア 審決　審決は，「本件特許明細書等のすべての記載を総合したところ，「前記複数種類の許容段階に共通して判定値データが記憶されているか該許容段階の種類に応じて個別に判定値データが記憶されているかを区別する」ものであれば本件特許発明の目的作用効果を奏するものであり，「共通フラグ」に限定すべき理由はなく，「区別するデータ」であればよいことは自明である。」と判断した。

イ 判決　これに対し判決は，「「フラグ」は，ある条件が成立しているか否かという，2者のうちのいずれの状態であるかを知らせるために用いられる標識であるから，当業者にとって，「フラグ」は，1ビットのデータであると理解される。」，「判定値データのデータ量を抑えると共に量産機種までの開発が容易なスロットマシンを提供することが発明の解決課題とされている旨記載されていることに照らすならば，「共通フラグ」は，判定値データを共通化して，開発用の機種における判定値データの記憶態様を量産用の機種にそのまま転用できるようにし，かつ，判定値データ記憶手段の記憶容量の低減を図る目的で採用されたことが理解される。」，「1ビットを超えてビット数を増大させることができるならば，判定値データの分類を限りなく細かく設定することができるので，上記解決課題に沿わないような記憶態様を作出することが可能となる。すなわち，本件訂正に基づき請求項1に「区別データ」を加入することは，単に，1ビットを超えるデータを含むことになるのみならず，願書に添付された本件明細書に開示された発明の技術思想，解決課題とは異質の技術的

事項を導入するものというべきである。」と判示した。

ウ 所感　当初明細書で「(共通) フラグ」とされていたものを，特許権者は，本件訂正請求により「区別データ」と訂正しようとした事例である。

審決は，共通フラグが，判定値データが記憶されているか否か区別する役割を担っているデータであることから，「区別データ」と実質的な内容が変わらないと判断して，新規事項には当たらないとした。これに対し判決では，明細書に記載されている「フラグ」は1ビットのデータであると理解されること，本件発明はデータ量を抑える目的があること，「区別データ」と訂正すると，1ビットを超えるデータを含むことになる上，その数値により色々なものを区別する作用を奏することができるようになることから，新規事項を追加するものとした。新規事項に当たるか否かは，単に意味内容の同質性だけではなく，発明の有する意義との関係なども踏まえ，総合的に判断する必要があることが示された事例である。

(3) 手続き違背 (事例⑦)

⑦平成22年 (行ケ) 第10298号 (発明の名称：逆転洗濯方法および伝動機) (2部)

不服2008-21115，特願2003-536518，特表2005-505393

[本件補正を却下したのについては，特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念が欠けたものとして適正手続違反があるとせざるを得ないとされた事例]

本願発明の概要：

本願発明は，洗濯機での使用に適した伝動機構に関し，特に，1つのモータ入力と，内槽と撹拌器用の2つの駆動出力とを備え，正逆双方向回転を生じさせるための伝動機構に関する。

本願補正前発明：

「双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構 (8) であって，駆動力入力端と2つの駆動力出力端とを含み，前記駆動力出力端の一方が，撹拌器軸 (10) に接続されており，前記撹拌器軸をある方向に回転させ，前記駆動力出力端の他方が，内槽軸 (11) に接続されており，前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ，前記機構が，駆動力入力を2つの駆動力出力に変換可能な歯車箱をさらに含み，前記中空の内槽軸が，前記歯車箱 (13) の上壁に設けられた軸孔を通って延在し，かつ，前記歯車箱内に設置されており，前記中空の内槽軸が前記軸孔内で回転可能であることを特徴とする伝動機構。」

本願補正後発明：

「駆動力入力端と2つの駆動力出力端とを含み，前記駆動力出力端の一方が，撹拌器軸 (10) に接続されており，前記撹拌器軸をある方向に回転させ，前記駆動力出力端の他方が，中空の内槽軸 (11) に接続されており，前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ，駆動力入力を2つの駆動力出力に変換する歯車箱 (13) を含む，双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって，

前記歯車箱が，その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており，

前記中空の内槽軸が，前記上端壁に設けられた前記軸孔を通って延在し，かつ，前記歯車箱内に回転可能に設置されており，

～ 略 (下記図の歯車機構すべてを詳細に特定) ～

主駆動軸 (20) が，前記歯車箱の内側に設置されており，その下端が，前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し，かつ，下方および外側へ延在しており，前記主駆動軸(20)の上端に設置された外歯車 (24) が，前記二対の歯車部の前記一方 (15) とかみ合っていることを特徴とする伝動機構。」

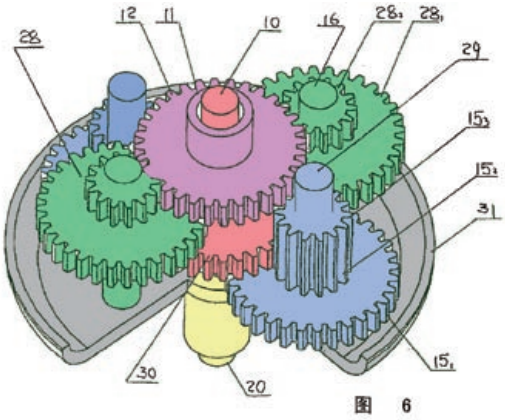

図 6

手続経緯：

平成20年5月15日	拒絶査定 (対象「本願補正前発明」)
平成20年8月18日	審判請求
平成20年9月8日	本件補正 (「本願補正後発明」に補正))
平成21年10月20日	審尋 (前置報告を引用)
平成22年4月9日	回答書 (補正案提示)
平成22年5月10日	審決 (請求不成立)

・本願補正後発明と刊行物1発明の相違点2 (歯車機構に関する相違) は，審尋で新たに提示された刊行物2を，周知技術を参考に最適化して，刊行物1発明に適用することにより容易。

・したがって，本件補正は，特許法第17条の2第6項で準用する同法第126条第5項の規定に適合しないものであり，同法第159条第1項で読み替えて準用する同法第53

条第1項の規定により却下すべきものである。（いわゆる独立特許要件違反による補正却下）

判示事項：

「特許法の規定によれば，補正が独立特許要件を欠く場合にも，拒絶理由通知をしなくとも審決に際し補正を却下することができるのであるが，出願人である審判請求人にとって過酷な結果が生じることにかんがみれば，特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念を欠くものとして，審判手続を含む特許出願審査手続における適正手続違反があったものとすべき場合もあり得る」，「①本件補正の内容となる構成が補正前の構成に比して大きく限定され」，「②審尋で提示された公知文献はそれまでの拒絶理由通知では提示されていなかった」，「③審尋の結果，原告は具体的に再補正案を示して改めて拒絶理由を通知してほしい旨の意見書を提出した」，「④後記2（注.相違点2についての進歩性判断の誤り）で判断するとおり，新たに提示された刊行物2の記載事項を適用することは是認できない」，「本件のこのような事情にかんがみると，拒絶査定不服審判を請求するとともにした特許請求の範囲の減縮を内容とする本件補正につき，拒絶理由を通知することなく…本件補正を却下したのについては，特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念が欠けたものとして適正手続違反があるとせざるを得ない」

所感：

ア 審決　審決は，「刊行物2事項の適用にあたり，相違点1を踏まえると，刊行物2事項の機構を「歯車箱」に配することとなるから，……「入力軸2a（主駆動軸）」，「内軸4（撹拌器軸）」，「外軸5（内槽軸）」は，おのずと「歯車箱」の「壁」の「軸孔」を通って延在することとなり，また，対の歯車軸は「歯車箱」の「壁」の「軸孔」に設けることが自然である。」，「対の歯車軸，対の歯車部を「二対」とする点については，伝達バランスを考慮して対称構造とすることは……周知であり，適宜なしうる事項にすぎない。」，「したがって，補正発明は，……当業者が容易に発明をすることができたものであるから，特許法第29条第2項の規定により，出願の際独立して特許を受けることができない。」，「本件補正は，……第53条第1項の規定により却下すべきものである。」と判断した。

イ 判決　これに対し判決は，相違点2について，「刊行物1発明は，衣類の洗浄力の向上を課題とした技術であるのに対して，刊行物2発明は，船舶等の姿勢の安定化を本来的な課題とした船舶等に固有の技術である点で，両者の解決課題は大きく隔たっている。……刊行物1発明の洗濯機の動力伝達機構と，刊行物2発明の船舶等の二重反転プロペラの動力伝達機構とは，技術分野が相違し，その設計思想も大きく異なることから，洗濯機の技術分野に関する当業者が，船舶の技術に精通しているとはいえず，洗濯機の動力伝達機構を開発・改良する際に，船舶等の分野における固有の技術である二重反転プロペラに類似の技術を求めることは，困難であるというべきである。また，洗濯機は，通常，床面上に設置して安定な状態で使用されるから，撹拌機や内槽の回転によって生じる反トルクの問題を考慮する必要がないことが一般的であると解される。

したがって，当業者が，洗濯機の分野では本来的に要求されない二重反転プロペラに関する刊行物2の記載事項を，刊行物1発明に適用することは困難」であると判断し，上記判示事項を示した。

ウ 所感　拒絶査定不服審判における補正発明について，査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に，特許法53条1項の規定による却下の決定を行うに当たっては，同法159条2項により読み替えて準用する同法50条ただし書の規定により，拒絶の理由を通知する必要はないと解釈している。

この点は本判決中でも，「拒絶査定不服審判請求に際して行われた補正については，いわゆる新規事項の追加に該当する場合や補正の目的に反する場合だけでなく，新規性，進歩性等の独立特許要件を欠く場合であっても，これを却下すべきこととされ，その場合，拒絶理由を通知することは必要とされていない。」と是認されている。ただし，そうではあるが，「審査段階と異なり，審判手続では拒絶理由通知がない限り補正の機会がなく，拒絶査定を受けたときとは異なり拒絶審決を受けたときにはもはや再補正の機会はないので，この点において出願人である審判請求人にとって過酷である」とし，本事件においては①から④に挙げた4つの事情が存在するとして，手続に違法があるとされた事例である。

☆上記以外の，審決取消となった判決は，次頁のとおりである。

2　意匠審決取消事件

平成23年（行ケ）第10159号（意匠に係る物品の名称：コンタクトレンズ）（3部）

不服2010-17433，意願2009-15557

［本願意匠は，看者に対して，ヒトの目との比較において，より自然で調和的，かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できるとされた事例］

【本願意匠の概要】：

本物品は，模様及び色彩が施されたコンタクトレンズである。

判決日	事件名	理由	種別
（10/4） （2部）	平成22年（行ケ）第10235号（発明の名称:液晶表示装置用重畳フィルムの製造方法，液晶表示装置用重畳フィルム及び液晶表示装置） 不服2008-8709，特願2004-215159，特開2005-92187	相違点判断の誤り	
（10/6） （2部）	平成22年（行ケ）第10329号（発明の名称：樹脂凸版） 不服2009-5549，特願2006-324032，特開2008-137209	周知技術認定の誤り	
（10/4） （2部）	平成22年（行ケ）第10350号（発明の名称：麦芽発酵飲料） 無効2010-800042，特願2008-206528，特許4367790	新規性判断の誤り	当Y
（10/11） （2部）	平成21年（行ケ）第10107号（発明の名称：核酸の増幅法） 無効2008-800091，特願2004-548072，特許3867926	相違点判断の誤り	当Y
（10/12） （1部）	平成22年（行ケ）第10282号（発明の名称：レーザーによって材料を加工する装置） 無効2008-800124，特願平08-500602，特許3680864	相違点判断の誤り	当Z
（10/20） （4部）	平成23年（行ケ）第10048号（発明の名称：画像印刷装置及び方法） 不服2008-23865,特願2005-213778，特開2006-48678	一致点認定の誤り	
（10/24） （3部）	平成22年（行ケ）第10245号（発明の名称：相乗作用を有する生物致死性組成物） 無効2008-800291，特願2000-509290，特許3992433	新規性判断の誤り	当Y
（10/24） （3部）	平成22年（行ケ）第10405号（発明の名称：直管型コリオリ流量計の組立体） 不服2007-24327，特願2001-506453，特表2003-503692	引用例認定の誤り	
（10/24） （1部）	平成23年（行ケ）第10021号（発明の名称：積層材料，積層材料の製造方法および包装容器） 不服2007-34187，特願2003-53245,特開2004-98648	相違点判断の誤り	
（10/24） （1部）	平成23年（行ケ）第10022号（発明の名称：積層材料，積層材料の製造方法，積層材料のヒートシール方法および包装容器） 不服2007-34188，特願2003-53806,特開2004-262048	相違点判断の誤り	
（12/8） （4部）	平成23年（行ケ）第10139号（発明の名称：紙容器用積層包材） 不服2009-8434，特願2000-595898，WO00/44632	相違点判断の誤り	
（12/19） （1部）	平成23年（行ケ）第10140号（発明の名称：気相成長結晶薄膜製造方法）不服2010-4969，特願2000-188412,特開2001-335922	引用発明認定の誤り	

（注，種別における「当」は当事者系事件（無効事件）であることを意味し，「Y」は無効としない審決結果であること，「Z」は無効とする審決結果であることを意味する。）

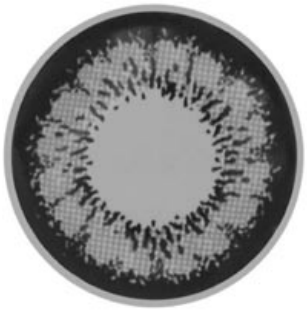

（本願意匠）

（引用意匠）

判示事項：

本願意匠は，看者に対して，ヒトの目との比較において，より自然で調和的，かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。これに対して，引用意匠は，看者に対して，ヒトの目との比較において，自然らしさを捨象し，人工的，メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。

所感：

ア 審決　審決は，「相違点……は，物品の使用の態様を考慮した場合，通常の使用の態様から離れて，模様部を詳細に見て初めて認識できる程度の，極細部に係る相違であり，……模様全体の創作意図はほぼ同じであるという共通性を前提とした上での相違であって，さらに，両意匠の各模様の表現態様も，斑点模様の粗密で調子を表現するという共通性を有した上で，模様個別には，それぞれよく見られる程度のものであるから，意匠全体としてみた場合，前記共通の印象に埋没してしまう程度のものであって，両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱という他ない」と判断した。

イ 判決　これに対し判決は，「本願意匠における「内周部」及び「内周縁部」は，全体的に淡い灰色に配色された下地に，濃黒色及び灰色に着色され，内周部から中心に向かって収束する方向に延伸する「棒状形状」……が描かれていること，及び「棒状形状」が連結するように描かれていることなどの点に照らすならば，本願意匠は，看者に対して，ヒトの目との比較において，より自然で調和的，かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。」，

「引用意匠における「内周部」及び「内周縁部」は，規則正しく配置された小円の集合により構成されていること，山形形状部等の全体の模様は，小円の大きさ，濃淡及び配置の相違のみによって表現されていること，山形形状部の高さ等が均一的，画一的であることなどの点において，引用意匠は，看者に対して，ヒトの目との比較において，自然らしさを捨象し，人工的，メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。」，「本願意匠は引用意匠と類似しないから，本願意匠は意匠法3条1項3号所定の意匠に該当し意匠登録を受けることができないとした審決の判断は誤りである。と判断した。

ウ 所感　意匠の類否判断は，通常，全体観察に基づき，本願出願前の公知意匠を参酌しつつ，物品の使用の態様，物品の大きさ・性状等を考慮した上で，公知意匠との共通点および差異点について評価を行うという総合的な判断により行っている。これに対し本件判決では，本願意匠の内周縁部の模様を重視し，当該部位の相違をメインの理由として類似しないという結論を導き出しており，類否判断の一般的な手法とは，異なる論理構造を採用しているように見える。

今後，このような判断手法が裁判所で踏襲されていくのか，注意する必要がある。

第3　おわりに

以上，平成23年度第3四半期に審決取り消しの言い渡しのあった判決を紹介した。最近の審決取消率は低下傾向にあったが，今期は大幅に上昇しており，個々の判示内容に注意していく必要があるが，特に注目される点について述べる。

(1) 審判請求時の補正（最後の拒絶理由に対する補正も同様）により，限定的減縮がされた請求項が独立して特許を受けることができないと判断されるときは，特許法上，拒絶理由を通知することなく補正却下を行うこととされている。

事例⑦は，そのような場合であっても，事情によっては手続が違法となることがあり得ると判示された。そのような事情として，本事例では，補正後の請求項に進歩性がないとした判断が誤りであること，すなわち独立特許要件が無いとして補正却下したこと自体が誤りであることが挙げられている。

したがって，何れにしろ補正却下した審決は取り消されることになるのではあるが，拒絶理由を通知することなく，すなわち審判請求人（出願人）の反論を求めることなく手続を進めるのであるから，より注意深く判断する必要があることが示されたものと考える。

(2) 意匠に関する訴訟事件は比較的少なく，今回，平成21年8月以来，久しぶりに審決が取り消された。審決では，引用意匠と類似するとして，コンタクトレンズに関する本願意匠の登録を認めなかったが，判決では，本願意匠はヒトの目との比較において，より自然な印象を与えるのに対し，引用意匠はメカニカルな印象であるとし，審決の判断を否定している。

判決が重視したコンタクトレンズの「内周部」，「内周縁部」について注意深く見ると，確かにそのような印象も受けるが，全体的に見ると，よく似た意匠といえそうにも思える。意匠権が設定されると，登録意匠に類似する意匠の実施をする権利を占有することになるが，本件意匠の場合，どのような範囲に権利が及ぶことになるのか注目される。